

フィリピン・ネグロス島の砂糖キビ 農園労働者による共同農場経営

—全国砂糖労働者同盟 (NFSW) の試み—

なが の よし こ
永 野 善 子

- はじめに
I 政府の土地分配計画と全国砂糖労働者同盟 (NFSW) の共同農場プロジェクト
II シライ市におけるカマンテロ第2農園の事例
III 3つの農園における共同農場の比較考察
結 び

はじめに

本稿は、1991年8～9月の現地調査に基づいて、フィリピンの代表的砂糖キビ作地帯のネグロス島西ネグロス州で、急進的労働組合として知られる全国砂糖労働者同盟 (National Federation of Sugar Workers: NFSW) の共同農場経営の実態を明らかにし、かつての砂糖キビ農園労働者たちが自助努力によって新たに農場経営を試みる過程を追跡したものである(注1)。

1980年代半ば以降、西ネグロス州の砂糖産業が衰退するなかで(注2)、アシエンダ(hacienda)制と呼ばれる大土地所有＝農園経営が変貌しつつある。すなわち、アセndero (hacendero) として知られる、砂糖キビ作地主(＝農園経営者)の一部が農園労働者たちに自主的に土地を分与する一方、地主らによる農園の放棄や農園労働者たちによる土地占拠・自主耕作といった事態が進行した。さらに、アキノ政権下の包括的農

地改革計画 (Comprehensive Agrarian Reform Program: CARP) が実施されると、徐々にではあるが農園労働者たちに土地が移転され、広い意味で、アシエンダ制の解体といった事態が随所でみられるからである。

こうした状況のなかで、西ネグロス州の地主による自発的土地分配、NGO (非政府組織) による農園労働者への支援計画、労働者による遊休地での自主耕作、および CARP の追跡調査など、実に多くの調査報告が提出された(注3)。なかでも、CARP 実施前の民間主導の土地移転の研究としては、ビルヒニア・A・ミララオ (Virginia A. Miralao) らによる報告書 (以下、ミララオ報告) が優れている。

これは、1986～87年の現地調査に基づき、①地主主導型の土地移転、②NFSW の自主耕作プロジェクトである「ファーム・ロット計画」(Farm Lot Project, 後述)、さらには③カトリック教会の急進的運動の軸となったキリスト教基礎共同体 (Basic Christian Community: BCC)(注4) による共同耕作プロジェクトの3種類の事例を、合計8カ所紹介したものである。この事例研究をもとに、ミララオ報告では、結論として、民間主導の土地移転を、地主主導型 (①) と農園労働者主導型 (②, ③) の2つのタイプに分け、

前者の場合、労働者の自立や地主＝労働者関係を軸とする農園内のヒエラルキーには大きな変化はないが、後者の場合、それが大きく変化する可能性をもつことが示唆されている^(注5)。

その後、CARP 実施に伴い、西ネグロス州のアシエンダにおける農地改革の実態調査がローマナ・P・デ・ロス・レイエス (Romana P. de los Reyes) らによって精力的に行なわれ、その成果が発表された^(注6)。この調査は、西ネグロス州における CARP 実施に関する事例調査としては、最も包括的なものである。同報告は6農園の調査事例を掲げ、地主による自発的土地分配、農園労働者による土地占拠、NGO による労働者への支援計画・共同農場の結成などを踏まえて、CARP の進捗状況を克明に記録している。だが、ミララオ報告とは異なり、農園労働者への土地移転の形態の違いが労働者の自立化にどのような影響を与えているのかが結論としてまとめられておらず、また、この調査事例から、CARP 実施以後の NFSW 系農園労働者たちの農地改革への関わりを知ることはできない^(注7)。

本稿では、このような研究状況を踏まえて、以下、第I節で、NFSW による共同農場プロジェクトの背景とその実施状況を概観し、第II節で、NFSW 系の一農園における共同農場の実態を明らかにする。ついで、第III節では、NFSW 系の異なる2つの農園における共同農場を簡単に紹介し、第II節で論じた農園のケースと合わせて、NFSW 系の3つの共同農場の比較考察を行なうことにしたい。

(注1) 本稿は、永野善子「農地改革下ネグロス島の砂糖キビ作地帯——政府系金融機関の差押え地における協同組合経営の試み——」(「フィリピン農地改革の研究

——地域開発論的接近——」(代表・原洋之介)平成2・3年度日本学術振興会研究助成金(国際共同研究)研究成果報告書 1992年)51~104ページを改訂したものである。なお、筆者は、1992年6月4日、青山学院大学・アジア経済研究会で上記テーマの報告を行ない、石川滋氏(青山学院大学)、速水佑次郎氏(青山学院大学)、尾高焯之助氏(一橋大学)から貴重なコメントを賜った。記して感謝の意を表したい。

(注2) この点については、永野善子「西ネグロス州の砂糖産業の構造とその社会経済的帰結」(日本ネグロス・キャンペーン委員会;西川潤編『援助と自立——ネグロス島の経験から——』同文館 1991年)49~84ページ/同『砂糖アシエンダと貧困——フィリピン・ネグロス島小史——』勁草書房 1990年 第14章をみよ。

(注3) 近年の西ネグロス州におけるアシエンダ制の変容に関する主な研究として、以下を参照。Virginia A. Miralao ed., "From Sugarworkers to Landholders: Private Land Transfers and Social Change in Negros Occidental" (Final Report, Ramon Magsaysay Award Foundation, 1987, unpublished)/Violeta B. Lopez-Gonzaga with Renato N. Bañas, *Voluntary Land Sharing and Transfer Scheme in Negros: An Exploratory Study* (Bacolod City: La Salle Social Research Center, 1987)/Romana P. de los Reyes, *Claims to Land: Lessons from Haciendas in Negros Occidental* (Quezon City: Institute of Philippine Culture, Ateneo de Manila University, 1989)/Romana P. de los Reyes and Sylvia Ma. G. Jopillo, *Pursuing Agrarian Reform in Negros Occidental* (Quezon City: Institute of Philippine Culture, Ateneo de Manila University, 1991)。なお、日本語論文に、小椋真由美「フィリピン西ネグロス州における社会経済構造改革の意味と『自耕地』型アシエンダ存立の条件」(『関連社会科学』[東京大学]第2・3号 1992年3月)64~87ページがある。

(注4) ネグロス島における BCC の活動については、さしあたり、永野『砂糖アシエンダと貧困……』第15章を参照。

(注5) Miralao ed., "From Sugarworkers to Landholders . . .," Chap. X. なお、ミララオ報告の簡潔な紹介に、江橋正彦「農業研修センターと技術移転」(日本ネグロス・キャンペーン委員会;西川編『援助と自立……』)253~254ページがある。

(注6) de los Reyes and Jopillo, *Pursuing Agrarian Reform*...

(注7) ただし、デ・ロス・レイエスらが調査した6農園のうちの一つでは、1981~87年に、NFSW が農園労働者の間で影響力をもっていた。Ibid., pp. 85-87.

I 政府の土地分配計画と全国砂糖労働者同盟 (NFSW) の共同農場プロジェクト

1. NFSW の結成から「ファーム・ロット計画」まで

NFSW は、ネグロス島で長らく砂糖キビ農園労働者の組織化に力を注いできた自由農民同盟 (Federation of Free Farmers: FFF) のメンバーやカトリック教会関係者によって、1971年に結成された労働組合である。発足直後の1974年には組合員数 (世帯主およびその世帯員全員を含む) は6400人にすぎなかったが、82年にその数は4万5000人、84年には5万人、さらに86~87年には8万人の一大労働組合に成長した。1980年代における組合員数の急増は、この時期の合理化や砂糖価格の下落による雇用条件の悪化を背景とするものであった(注1)。

NFSW は結成以来、砂糖キビ農園労働者の雇用条件改善を目標として、最低賃金の支払いを地主 (=農園経営者) に要求する一方、製糖工場労働者をも組織して活発な運動を展開した。この間のNFSW の闘争戦術は、ストライキであった(注2)。ところが、1980年代半ばに農園労働者の窮乏化が一層深刻化すると、自給用耕地の獲得をめざす新しい戦略を展開した。

これは、営農資金の不足などを理由として遊休地となった砂糖キビ農園の一部の土地を、不況の間、農園労働者に無償貸与することを地主

に要求したものである。この結果、900カ所以上の農園にある NFSW 支部の大部分で、それぞれ1~30㌃の自給用耕地が獲得された。その面積は1986年5月に合計4000㌃に達し、翌年には、地主から獲得した自給用耕地は合計6000㌃に拡大したという(注3)。

NFSW はこうして獲得した自給用耕地で、農園労働者による共同耕作プロジェクト、すなわち、「ファーム・ロット計画」を開始した。このプロジェクトは、一時的にせよ、地主から無償で貸与された農地で、農園労働者たちが NFSW から資金や技術の提供を受けて、米、トウモロコシ、サツマイモなどを栽培するものである。このプロジェクトの経営主体は各農園に置かれた NFSW 支部であり、1987年には、200カ所の支部が確保した合計1400㌃で「ファーム・ロット計画」が実施された。このプロジェクトは、労働者たちが引き続き農園で砂糖キビ作農業に従事する傍ら、かれらの生活向上をめざして共同耕作を行なうことを意図しており、基本的には、不況期の緊急プロジェクト的性格をもっていた(注4)。

2. 西ネグロス州の政府系金融機関差押え地の分配計画

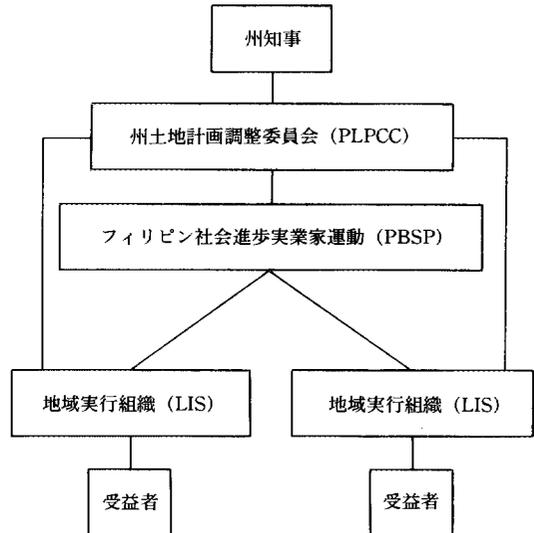
これに対し、NFSW の共同農場プロジェクトは、主として政府系金融機関の差押え地で実施されたものである。当初は、西ネグロス州の土地移転プログラムである「生産的生活のためのネグロス土地計画」(Negros Land for a Productive Life Program: NLPLP)の一環として、その後はアキノ政権下の包括的農地改革計画 (CARP) の枠内で進められた。

ここでまず、NLPLP について簡単に述べておこう。NLPLP は、1986年5月に西ネグロス

州のダニエル・ラクソン・ジュニア (Daniel Lacson, Jr.) 州知事代行 (88年1月, 州知事に就任) が提案し, アキノ大統領の承認を得たものである。この計画は, 西ネグロス州でフィリピン国立銀行 (Philippine National Bank: PNB) が差押えた農地を砂糖キビ農園労働者に分配するというものであった。これが立案された背景には, 1980年代半ばの深刻な砂糖産業の危機のなかで, 金融機関から営農資金として受けた融資の返済が滞り, 債務不履行となった砂糖キビ作地主が西ネグロス州で続出し, 政府系大手金融機関である PNB だけでも86年時点で1万弱の農地を差押えなければならなくなったという事実があった。当初の計画では, 受益者数は1400~3300人と見込まれ, 1世帯当りの土地分配面積は3~7畝とされた(注5)。

NLPLP 実施にあたっては, 図1に示されるような組織が編成された。まず, 州知事が委員長を務める, 州土地計画調整委員会 (Provincial Land Program Coordinating Committee: PLPCC) が, 同計画全体の調整を行ない, 同委員会で, PNB が分配対象地を決定し土地の売却価格を設定する。他方, 1985年から西ネグロス州で地域レベルの援助活動を行ってきた大手 NGO のフィリピン社会進歩実業家運動 (Philippine Business for Social Progress: PBSP) が, 差押え地で受益者たちを組織する地域団体の結成を促し, その指導にあたる。こうして結成された団体は, 地域実行組織 (Local Implementing Structure: LIS) と呼ばれ, NFSW も正式にこれに加えられた(注6)。なお, PLPCC の構成メンバーには, 州知事, PNB, PBSP のほか, 土地局, 農地改革省, 農業省, 州計画開発局 (Provincial Planning and Development Office: PPDO)

図1 NLPLP の組織図



(出所) “PNB-Negros Land Transfer Program (Executive Summary),” in *Negros Land Transfer Program: Briefing Kit*, ed. Philippine Business for Social Progress (n.p., [1986]), p. 4. をもとに作成。

が加わり, さらに LIS もその正式メンバーとされた。このように, NLPLP は, 州知事の統括のもとに, 州政府機関と NGO との協力によって遂行されることに特徴があった。

表1は, PBSP 報告による NLPLP の進行状況 (1987年11月現在) を示したものである。同表によると, NLPLP の対象となったのは42農場, 合計1659畝である。地域実行組織 (LIS) 別にみると, カトリック教会と NFSW が各12農場, 市・町開発評議会 (City & Municipal Development Council: CDC, MDC) が9農場であった。農場面積合計では, NFSW が最大で587畝, 全体の35%を占め, 市・町開発評議会の444畝 (同27%) と, カトリック教会の287畝 (同17%) を上回った。もっとも, 同表の42農場のなかで, 実際に PNB と借地=購入契約(注7)を結ぶにいたったものは, 半数に満たなかったも

表 1 NLPLP 対象選定地域 (1987年11月)

地域実行組織 (LIS)	農場数	農場面積 (ha, かつこ内%)
カトリック教会	12	287.0 (17.3)
NFSW	12	587.0 (35.4)
市・町開発評議会	9	443.6 (26.7)
その他	4	199.4 (12.0)
未定もしくは不明	5	142.3 (8.6)
合計	42	1,659.3 (100.0)

(出所) “Foreclosed Land in Negros Occidental” (筆者が Institute for Social Research and Development, University of St. La Salle へ委託した調査報告, 1991年8月) より作成。

のと思われる(注8)。

こうして、西ネグロス州の地方レベルで独自に構想された NLPLP の実施は、ようやく緒についたばかりであった。ところが、1988年6月に中央政府によって包括的農地改革法 (Comprehensive Agrarian Reform Law: CARL) が制定されると、この土地分配計画は、同法に準拠したかたちで再編成されることになった。西ネグロス州計画開発局長によれば、NLPLP は1988年を通して実施され続けたが、89年には PLPCC が解散され、同計画は CARP によって引き継がれた(注9)。ちなみに、CARL では、第7項において、政府系金融機関の差押え地は同法制定後4年以内に分配されると規定されており、農地改革実施スケジュールの第1段階の対象地に含まれている(注10)。

1988年に農地改革省は西ネグロス州での CARP 対象面積を37万4399^{ヘクタール}と定め、政府系金融機関の差押え地はこのうちの4^{ヘクタール}、1万4791^{ヘクタール}であった(表2)。1990年までの同州における CARP 実施面積(注11)は、全体でわずか4万1513^{ヘクタール}、対象面積の11^{ヘクタール}であったが、政府系金融機

関の差押え地の場合は、実施面積が7773^{ヘクタール}、対象面積の53^{ヘクタール}に達していた。しかし、1991年6月現在、政府系金融機関の差押え地で土地所有裁定証書 (Certificate of Land Ownership Award: CLOA) の発行面積は1257^{ヘクタール}のみであった(注12)。

3. NFSW 共同農場プロジェクトの概略

このように、きわめて限定的なスケールではあるが、西ネグロス州では政府機関と NGO などとの協力体制のもとで、土地分配計画が立案され、それが CARP に包摂されていった経緯がある。前述のように、NFSW は、NLPLP の LIS に選定された。そこで、NFSW は、これを機に、それまで独自に展開していた「ファーム・ロット計画」の経験を踏まえて、共同農場経営を実践することになった。

NFSW の共同農場プロジェクトは、すでに地主が農園経営から手を引き、従来のアシエンダ制が解体した農園を主たる対象として実施された。このプロジェクトのねらいは、地主が経営を放棄した砂糖キビ農園で労働者たちが一体となって自立的な生産活動を営むために、労働者たちのイニシアティブで共同農場を営むところにあった。その理想的モデルは、すべての労働者が共同農場の成員となり、一農園を共同管理するというものであった。しかし、実際にこのプロジェクトが実施されると、こうしたかたちで農場を経営したところはほとんどなかった。以下にみるように、多くの場合、かつての農園労働者は共同農場の成員と非成員に分かれ、しかも共同農場の成員は、共同耕作に参画すると同時に、非成員と同様、個人耕作に従事していったのである。

NFSW は1991年9月現在、22農園(合計1700

表 2 西ネグロス州における CARP 対象予定面積 (1988~97年)
と実施面積 (88~90年)

(単位: ha, かつこ内%)

	対象予定面積 A	実施面積 B	B/A
[第1段階] (1988~92年)	66,723.0 (17.8)	31,009.2 (74.7)	(46.5)
米・トウモロコシ作地*	18,092.8 (4.8)	16,279.5 (39.2)	(90.0)
自発的売却申請 (VOS)	28,642.5 (7.7)	6,956.7 (16.8)	(24.3)
政府系金融機関の差押え地	14,791.4 (4.0)	7,773.0 (18.7)	(52.6)
遊休地	108.1 (0.0)	—	—
大統領行政規律委員会 (PCGG) の接收地	1,336.1 (0.4)	—	—
公有地	3,752.1 (1.0)	—	—
[第2段階] (1988~92年)	125,660.4 (33.6)	10,504.2 (25.3)	(8.4)
50ha を超える私有地	108,104.3 (28.9)	10,478.2 (25.2)	(9.7)
入植地	17,556.1 (4.7)	26.0 (0.1)	(0.1)
[第3段階] (1992~97年)	182,015.6 (48.6)	—	—
24.01~50.00ha の私有地	65,371.6 (17.5)	—	—
5.01~24.00ha の私有地	116,644.0 (31.2)	—	—
合 計	374,399.0 (100.0)	41,513.4 (100.0)	(11.1)

(出所) 対象予定面積は、西ネグロス州農地改革事務所資料; 実施面積は、Institute for Social Research and Development, University of St. La Salle, “Fast-Tracking CARP in Negros Occidental: A Situation Analysis and Process Documentation Report” (1991, unpublished), p. 11より作成。

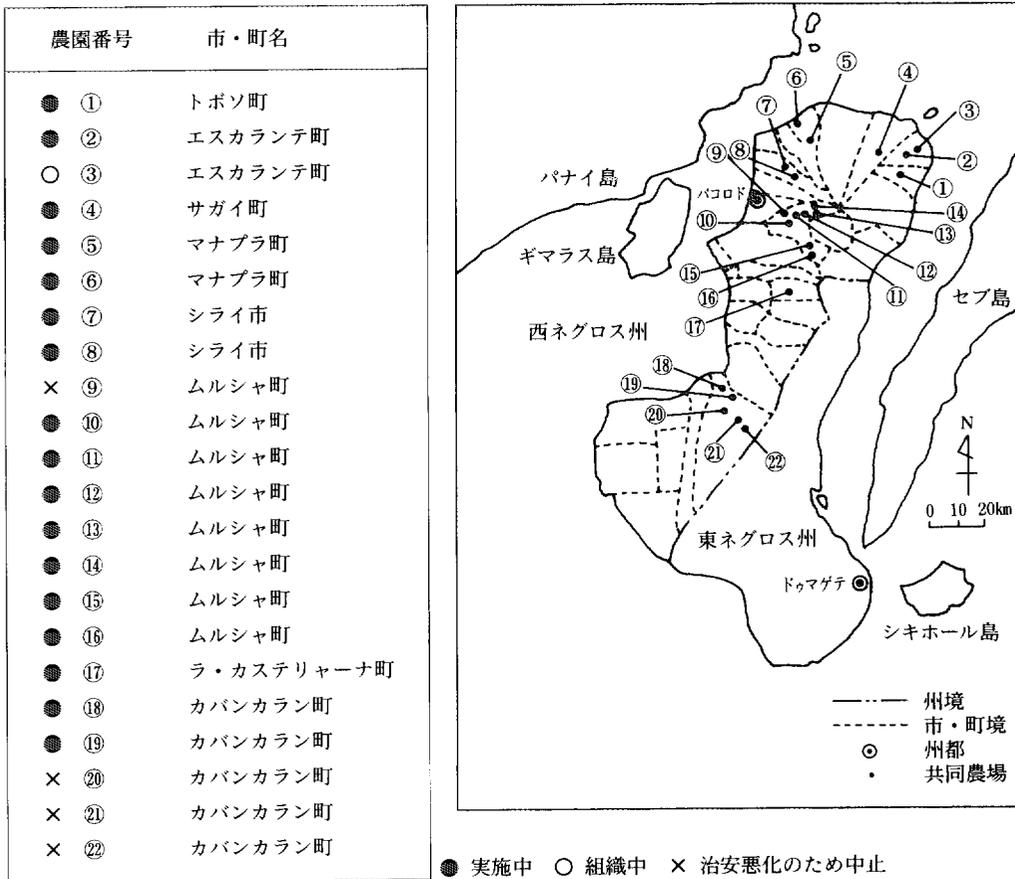
(注) * 実施面積は1972~90年。
—はゼロ。

32余) を共同農場プロジェクトの対象としていた。22農園のうち、共同農場の組織化途上にあるものが1カ所(農園番号③)、治安悪化により活動を停止したものが4カ所あり(農園番号⑨、⑩、⑪、⑫)、実際に共同農場経営が行なわれていたのは17カ所であった(各農園の位置は図2を参照)(注13)。これら17農園は、共同農場の経営形態から、以下のようにおよそ4つのタイプに分類されよう。すなわち、(A)ほとんどの農地が共同農場の耕作地とされているケース(農園番号⑩、⑪)、(B)農園に居住する世帯のほとんどが共同農場経営に参加する一方、個人耕作にも従事するケース(農園番号①、④、⑬)、(C)

農園に共同農場の成員と非成員がいて、共同農場の成員は共同耕作と個人耕作の双方に従事し、非成員は個人耕作のみを行なうケース(農園番号②、⑤、⑦、⑧、⑫、⑬、⑭、⑮など)、(D)農園に共同農場の成員と非成員がいて、成員は共同耕作だけに参加し、非成員は個人耕作だけを行なうケース(農園番号⑥)である(注14)。

そこで、次節では、以上のような NFSW の共同農場プロジェクトの特徴を踏まえながら、比較的数が多く、NFSW 系共同農場の典型とみなされる、タイプ(C)の農園のひとつ(農園番号⑧)に焦点をあて、その実態に接近することにしたい。

図2 NFSW 共同農場プロジェクト対象22農園の位置



(出所) 筆者作成。

(注1) 永野『砂糖アシエンダと貧困……』269ページ。
 なお、アキノ政権のもとで1987～89年に実施された共産勢力掃討作戦の影響を受けて、NFSWの組合員総数は1万6000人に減少した。NFSW副議長サージ・チェルニギン(Serge Cherniguin)による報告、日本ネグロス・キャンペーン委員会1993年度全国総会、東京・潮見カトリック教会会館、1993年5月22日。

(注2) 同上書 272～276ページ。

(注3) 「フィリピン土地改革の現状——農民運動は何をめざすか……」(『世界から』臨時増刊号〔アジア太平洋資料センター〕1987年) 19ページ/NFSW-FGT, “Diversification of the Sugar Industry and the Cooperative Farmlots of Sugar Workers in Negros” (Dec. 1988), p. 5.

(注4) NFSW, “The NFSW Farm Lot Program” (July 1985), pp. 2-6/NFSW-FGT, “Diversification of the Sugar Industry . . .,” p. 5. なお、「ファーム・ロット計画」によって獲得された自給用耕地は、1987年をピークとして減少し、91年には2000haとなった。これは、砂糖産業の不況からの回復基調のなかで、一時的に借りていた土地を労働者たちが地主に返還したためである。筆者によるNFSWバコロド中央事務所でのインタビュー、1991年8月31日。

(注5) “PNB-Negros Land Transfer Program,” in *Negros Land Transfer Program: Briefing Kit*, ed. Philippine Business for Social Progress (n. p., [1986]), pp. 5-7.

(注6) Renato M. Bañas, “The On-going Land

Reform Program in Negros and Its Implication on the Hacienda System (Preliminary Report)" (1988, unpublished), p. 11.

(注7) NLPLPの借地=購入契約の規定は次のとおりである。受益者は、はじめPNBと3年間の借地=購入契約を結ぶ。この間に受益者は、設定された地価の3%以下を年間借地料として支払う。第3年度が終了するまでに、PNBと受益者は借地契約を購入契約に変更するか否かを決定する。購入契約に変更する場合、それまで支払われた借地料はすべて地価償還の前払い金として取り扱われる。"PNB-Negros Land Transfer Program," p. 9/PNB-Negros Land for Productive Life Program Manual (n. p., n. d.), pp. 1, 3-14.

(注8) 1987年11月の時点で、旧地主の累積債務額に基づいてPNBが地価決定手続きを完了していた農場は、42農場のうち19農場であり、そのうちNFSWがLISとなっていた農場は、3農場だけであった。"Foreclosed Land in Negros Occidental" (筆者がInstitute for Social Research and Development, University of St. La Salleへ委託した調査報告, 1991年8月)。

(注9) 筆者による西ネグロス州計画開発局長ローケ・P・ホフィレーニャ・ジュニア (Roque P. Hofileña, Jr.)とのインタビュー, 1991年8月28日。

(注10) Department of Agrarian Reform, *Comprehensive Agrarian Reform Law of 1988 [RA No. 6657]* (Quezon City, [1988]), p. 10.

(注11) 実施面積については、地主や受益者の確認作業など初期段階の農地改革事業着手地のすべてが含まれている。

(注12) 筆者による西ネグロス州農地改革省事務所でのインタビュー, 1991年8月28日。

(注13) NFSWバコロド中央事務所では、同図に示された22農園をすべて「差押え地」として位置づけていた。しかし、後述のマングヤオ第4農園(農園番号⑬)のように、農地改革省では政府系金融機関の差押え地とみなしていない農園もある。22農園すべてについて農地改革省における位置づけを確認することはできなかったが、NFSWスタッフの説明から、その多くがPNBの差押え地であるとの印象を受けた。筆者によるNFSWバコロド中央事務所でのインタビュー, 1991年9月2日。

(注14) 筆者が得たデータから、農園番号⑭, ⑯, ⑰がどのタイプに属するかを確認することはできなかった。

II シライ市におけるカマンテロ 第2農園の事例

1. 農園の概況(注1)

図2に示された農園番号⑧のカマンテロ第2農園(Hacienda Camantero II)は、行政区画上、西ネグロス州シライ市ギンバラオン(Guimbalan)村に位置する。シライ市の市街地区(poblacion)は、州都バコロド市から約14kmのところにあり、農園はシライ市の市街地区から東16~17kmほど内陸の丘陵地帯にさしかかった地域にある。近くに川がなく、灌漑設備もないため、農業用水の確保はすこぶる困難である。

NFSWバコロド中央事務所の記録によると、この農園の総面積は127ha、そのうち宅地面積は15haである。農園のNFSW組合員の話によれば、この農園は、従来、シライ市に在住のリサリーノ・ガンバン(Rizalino Gamban)の所有であった。かれは1978年にこの農園の土地をクレセンサーニョ・トーレス(Cresensaño Torres)なる人物から手に入れ、以来、89年まで砂糖キビ農園経営に従事した。

この農園では多くの労働者たちが、NFSWに加入したのは1983~84年、折しも砂糖の国際価格の暴落が始まり、労働者たちにもその影響が及んだ頃であった。かれらは雇用条件の改善、最低賃金の支払いを要求する一方、NFSW組合員数の増加をはかり、1989年にその数は45世帯にまで増加した。その年、かれらは収穫期に日当として当時の最低賃金に近い48ペソを得たという(注2)。もっとも、この農園では、地主のリサリーノ・ガンバンと団体交渉協約(Collective Bargaining Agreement: CBA)を結ぶにはいたら

なかった。

NFSW の支部があったほかの砂糖キビ農園と同様、この農園でも、不況のなかで「ファーム・ロット計画」が開始された。1988年に、この農園では20%の農地が遊休地とされたので、労働者たちは地主の了解を得て、そのうちの2%で稲作を行なった。この共同耕作に参加したのは、15世帯であった。

翌1989年の後半になると、この農園では、それまでの労働者たちの生産活動を一変する大事件が起きた。かれらは突如、地主のリサリーノ・ガンバンがこの農園を放棄したと知らされたのである。その年の砂糖キビの収穫を終えたのち、ガンバンは農耕用機械・機具をすべて持ち去り、以後、農園に姿を現わすことはなかった。労働者たちはかれがなぜ農園を放棄したのか、その正確な理由を知らない。しかし、かれらが得た伝聞では、この農園の土地は1989年6月にPNBによって差押えられていたのだが、すでに作付けされていた砂糖キビの収穫権は地主のガンバンに認められていたので、かれが最終的に農園経営から手を引くのは同年後半になった、とのことである。

地主が放棄したのち、1990年に入ってからこの農園に農地改革省の職員がやってきた。農地改革省の調査によると、この農園にはおよそ65世帯が居住していた。このなかには、農園の管理人(encargado)や労働者頭(cabo)5世帯が含まれていたが、かれらはその後、農園を立ち去り、シライ市の市街地区に移り住んだという。1990年にはフィリピン社会進歩実業家運動(PBSP)の職員が農園にきて、コミュニティ活動に関するアドバイスや援助を行なう用意があることを示したが、労働者たちはPBSPがどのよう

な団体であるのか知らなかったため、NFSW バコロド中央事務所に直接照会するよう求めた(注3)。さらに1990年半ば頃には、フィリピン土地銀行(Land Bank of the Philippines: LBP)の職員がこの農園を訪ねて、2日にわたり土地調査を実施した。LBP 職員の推定では、地価は砂糖キビ作地ではヘクタール当り5万ペソ、米作地では同3万5000ペソであった。また、LBP 職員は、労働者たちに生産融資(crop loan)を与える用意があると語ったが、PBSPの場合と同様に、かれらは、NFSW バコロド中央事務所に照会するよう求めたという(注4)。その後、この農園では、政府の農地改革事業がまったく進展しないまま、共同耕作と個人耕作の双方が営まれることになった。

2. 共同農場結成の経緯と概要

地主のリサリーノ・ガンバンが立ち去ったあと、この農園では、1989年10月に共同農場が結成された。共同農場結成にあたっては、NFSW シライ地区事務所(注5)の専従スタッフが指導した。共同農場の運営組織は、従来からこの農園にある NFSW 支部とは別個に編成され、役員は委員長(chairman)、副委員長(vice-chairman)、監査役(auditor)、会計係(treasurer)、書記(secretary)で構成された。発足6カ月後に改選され、1991年4月に再度、選挙が実施された。この間に、副委員長と監査役が替わったが、そのほかの役職は同一人物が務めている。

共同農場結成当時、NFSW 加入世帯を中心に38世帯が共同農場経営に参画し、その他は個人耕作のみに従事した。ただし、共同農場の成員となった世帯も、ほとんどがそれ以前から個人的に耕作を開始していた。かれらは、地主が農園を放棄したのち、めいめいが思い思いに耕

作を始め、米、トウモロコシ、ピーナッツなどを植付けたほか、道路際にバナナや果物を栽培した。後述のように、個々の世帯の経営面積は大きいものは5畝、小さいものは1畝未満と千差万別である。つまり、この農園では、NFSWやその傘下の共同農場の運営組織の意思決定が介在しないまま、各世帯がそれぞれ話合いの機会をもつことなしに、個人耕作に従事したのである。

共同農場では、月1回(毎月5日)のミーティングが開かれ、農場の経営方針や実際の農作業の段取りなどが決定されている。このミーティングには、NFSW シライ地区事務所のスタッフが参加し、さまざまなかたちでのガイダンスを与えてきた。また、この共同農場では、前述の役員のほかに農業普及員と米作リーダー(rice farm leader)が選出された。

結成以来、共同農場が課題としたことは、いかにして共同耕作地の拡大をはかるかであった。上述のように、この農園では、共同農場がその運営方針を確立するまえに、個々の世帯による個人耕作が始まっており、共同農場が当初、共同耕作地として確保できたのは、「ファーム・ロット計画」が実施された2畝だけであった。そこで組合では、比較的大きな個人耕作地を得た共同農場の成員に対し、土地の一部を共同耕作地として提供するよう要請した。この結果、10世帯ほどが土地を提供し、1990年の共同耕作面積は、砂糖キビ作地を中心に16畝に拡大した。さらに、1991年に入ってからNFSW シライ地区事務所のスタッフの後押しのもとで、共同耕作地拡大の努力が続けられた。こうして共同耕作地として全体で18畝が確保され、1991年には、砂糖キビが13畝、米が4.6畝、モンゴ豆が

1.1畝、ピーナッツが0.3畝(裏作をも含む)で作付けられた。なお、共同耕作地は2カ所に分散しており、1カ所は主として米作地、もう1カ所は砂糖キビ作地と米作地である。

NFSW 中央事務所は、この間、共同農場に対し、水牛や犁の購入資金を5年返済で提供したり、肥料や種籽を前貸しするなどの資金援助を行なった(ちなみに、共同農場は、調査時に12頭の水牛を保有していた)。しかし、この農園の単位面積当り収量は、とくに米の場合、すこぶる低い。農業普及員の話によると、この農園では、共同耕作、個人耕作を問わず、ヘクタール当り収量は砂糖キビが50ト、籾(在来種)が20~30割(1割=75%)、籾の場合、44~46割)にすぎない。1989年の全国平均のヘクタール当り収量は、砂糖キビが67.2ト、籾が2.7トであるから(注6)、この農園の籾の単位面積当り収量は全国平均の2分の1以下である。

このような生産性の低さもさることながら、この農園では共同農場の運営上、さまざまな問題が続出し、発足当初、38世帯であった共同農場の成員数は、調査時には28世帯に減少していた。筆者は、共同農場の成員28世帯のうち、シライ市の市街地区に住む1成員を除く27世帯(世帯員数合計160人、男性88人、女性72人)に対し、個別調査を実施した(注7)。以下では、個別調査に基づいて、共同農場への関与や個人耕作の実態を明らかにし、カマンテロ第2農園において共同農場がいかなる意味をもつのかを議論したい。

3. 共同農場経営の問題点

筆者の質問表への回答によると、調査27世帯のうち、14世帯が、現在の生活の方が砂糖キビ農園時代よりよいと考え、11世帯は、その逆で、

かつての方が現在よりよかったと考えている(残り2世帯のうち、変化なしが1世帯、無回答が1世帯)。現在の生活の方がよい理由としては、かつては農園の管理組織のもとで朝早くから長時間労働を強いられていたが、現在は自分で働きたい時に働くことができ、労働時間が短くなった(6世帯)、地主の指示や命令に従わなくてよい(9世帯)、収入が増加した(1世帯)などが挙げられている(世帯によっては複数回答あり)。これに対し、かつての生活の方がよかった理由として、3世帯が、従来の方が高い収入が得られたことを指摘している。

調査27世帯は、ほぼ一様に、共同農場を経営することは、かれらの利にかなったことと考えている。ところが、共同農場経営の現状に満足している世帯はほとんどなく、改善の必要を訴えている。共同農場の経営上の問題点を、各世帯複数回答で質問した結果をみると、リーダーシップの欠如が4世帯、会計報告の不備が6世帯、成員間の結束の欠如が12世帯、米の不足が12世帯(そのうち、NFSWのプロジェクトである「働くための食糧計画」[Food for Work Project]^(注8)の不徹底が8世帯)であった。

リーダーシップと成員間の結束の欠如 共同農場の委員長みずから、現在の生活より、かつての砂糖キビ農園時代の生活の方がよいと答えていることが示唆するように、この共同農場では役員のリーダーシップは十分に機能していない。共同農場の運営方針は、月1度のミーティングで決定されるが(前述)、ミーティングでは、成員からさまざまな意見が出されるものの、その方針をまとめるのは、委員長をはじめとする役員ではなく、概して、NFSW シライ地区事務所スタッフであるように思われた。この点は、

成員間の結束の弱さとも関連するが、成員の間で共同農場という新しい組織を創出しようとする内発的意欲が弱く、組織内部におけるリーダーシップの欠如を、地区事務所スタッフが外部から補完しなければならない状態にある。

委員長がリーダーシップを発揮できない理由は、共同農場の組織上の脆弱さのみならず、かれ個人の経歴の問題にも関わるようだ。現在の委員長がこの農園にきたのは1987年であり、NFSWに加入したのは翌88年であった。このように、この農園にきてから比較的日子が浅いのに、かれが委員長に選出された理由のひとつは、かれが、世帯主でただひとり高校進学経験者だったことであろう。農園にきてからわずか2年で、共同農場の委員長の職務を果たすのは容易ではない。現に成員に対し統率力を発揮しているのは、委員長ではなく、副委員長だといわれる。1991年4月に副委員長に選出された人物は、まったくの無学歴であるが、この農園で生まれ育ち、比較的親類も多い。さらに、かれは、調査世帯のなかでただひとり、従来より現在の方が収入が増加したと回答している。

会計報告の不備 共同農場では、乾期の10月から翌年4月に砂糖キビ作に従事し、雨期の始まる前月の5月頃から9月頃まで米作などを営む。砂糖キビ作の労働報酬は、労働点数(working point)による賃金で、1990年には、成人男性が1日35^ペ(収穫作業)、成人女性が32^ペ(植付け作業)、子どもの場合には15~20^ペ(除草)であった。米作の場合、報酬は現物で受け取る。たとえば収穫作業に従事した場合、アヌム・アヌム(anum-anum)といって、各人が収穫物の6分の1を受け取り^(注9)、その他、組合の収支決算のあとで、労働点数に応じた粃の配分を受け

る。トウモロコシの場合は、各世帯の配分は現金であった。

委員長の話によると、1990年の共同農場の粗収入は、砂糖キビ作地から33万34ペソ^(注10)、トウモロコシ作地から3000ペソであったが、米作地についてはデータがないという。ちなみに、同年の砂糖キビ作付面積は、委員長によると約14ヘクタール、米の作付面積は、農業普及員によれば1～2ヘクタールであった。また、NFSW 中央事務所の記録によると、1990年にこの共同農場の営農資金として、肥料(尿素)代(126袋分、1袋50キログラム=350ペソ)4万4100ペソ、種籽代3600ペソが計上されている。これは、収穫から得た収入によって、共同農場がその年に返済することになっている。その他、役畜として水牛4頭(3万4000ペソ、1頭=8500ペソ)と犁4組(2800ペソ、1組=700ペソ)が、合計3万6800ペソで購入された。こうした生産手段の購入資金の支払いは、5年の年賦払いである。

表3は、各世帯が回答した収穫物の取り分である。ただし、同表の籾の取り分は、収穫時の6分の1の取得分を含んでいない。同表によると、1世帯当りの取り分は、籾約0.7割、トウモロコシは40%程度であった。作付面積が最も大きい砂糖キビ作農業からの賃金収入については、各世帯からその月額の回答をほとんど得ることができなかった。唯一、委員長の世帯で、砂糖キビ作農業からの賃金収入は月額およそ800ペソとの回答を得た。1990年には、今回調査できなかった1世帯のほか、すでに脱退した世帯が共同農場の成員として活動していたはずで、同表に掲げられた数値だけが共同農場成員世帯の取り分というわけではない。それにしても、共同農場が得た収入から、諸経費(上記の肥料代や役畜・農具の年賦のほか、作物の運搬費、とくに砂糖

表3 共同農場からの収穫物(籾・トウモロコシ)分配量(額)別世帯数(1990年)

籾 ¹⁾		トウモロコシ ³⁾	
分配量 (カバン ²⁾)	世帯数 (戸)	分配額 (ペソ)	世帯数 (戸)
1.0~2.0	1	200~250	1
0.5~0.9	23	100~199	2
0.1~0.4	0	50~99	5
0.0	3	30~49	6
合 計	27	10~29	3
		1~9	0
		0	8
		無回答	2
		合 計	27

(出所) 筆者の現地調査による(以下、同じ)。

(注) 1) 27世帯の分配総量=18.62カバン。

2) 1カバン=75ℓ。

3) 25世帯の分配総額=1013~1063ペソ。

1世帯が200~250ペソと回答したため、分配総額に50ペソの幅が出た。

キビの製糖工場への輸送費などを差し引き、成員に賃金や作物の分配をしたあと、どのような収支決算が行なわれたのだろうか。

シライ地区事務所スタッフによると、年度末にかかは共同農場の成員に収支決算の方法とその内容について説明したという。しかし、委員長や会計係は会計帳簿をもっていない。共同農場の成員たちは、会計報告の不備をしきりに訴えており、その要求に応えるためにも、今後、会計報告の工夫(印刷物として成員に配付するなど)が必要とされよう。

米の不足(とくに「働くための食糧計画」の不徹底) この共同農場では、前述のように、発足以来、個人耕作地の一部提供による、共同耕作地の拡大の努力が続けられた。はじめは、比較的大きな耕地を確保した世帯が自主的に土地を提供したが、その後、共同耕作地拡大の動きに

陰りがみられるようになった。そこで、1991年3月に、共同農場では、共同耕作地の目標面積を20～30%と設定し、シライ地区事務所スタッフが各世帯に強く働きかけた。この時、地区事務所スタッフは、個人耕作地を共同農場に提供した場合、その補償として、「働くための食糧計画」によって各世帯に米を支給することを約束した。ところが、実際に土地を共同農場に提供しても、約束された米はなかなか支給されず、また支給されても、ごくわずかの量にすぎなかったという。

筆者は、今回の調査で、各世帯がどれだけの土地を共同農場に提供したのか、その包括的データを収集できなかった。表4は、とりあえず収集した10事例を示したものである。いくつかのケースでは、共同農場にいったん提供した土地をすでに取り戻していた。筆者の調査中、こ

表4 共同農場への土地提供の10事例

1. 1991年5月に収穫目前の段階で1haを提供したが、土地取り戻しを強く希望する。
2. 耕起終了後、1haを提供。
3. 1.1haを提供したが、「働くための食糧計画」が実施されないため、1991年5月に土地を取り戻した。
4. 1991年3月に0.5haを提供。
5. 1990年、耕起終了後、小片の土地を提供。
6. 1991年5月、0.5haを提供、その後、取り戻した。
7. 1991年5月、0.4haを提供、「働くための食糧計画」が実施されないため、翌6月に取り戻した。
8. 0.3haを提供。
9. 1991年3月に0.45haを提供。
10. 共同農場への債務返済の肩代わりとして、1990年に1haの砂糖キビ作地を提供。「働くための食糧計画」として充分な米を受け取った。

の土地移転をめぐる問題は共同農場運営上の最重要課題となり、NFSW 中央事務所もそれに対応しなければならなくなった。共同農場は、筆者の調査最後の日(1991年9月12日)に、中央事務所スタッフ、地区事務所スタッフを交えて、臨時のミーティングを開いた。侃々諤々の議論の末、共同農場では、「働くための食糧計画」が完全実施されない場合、共同農場の米作地を元来の土地提供者たちに返還するとの結論に達したのである。

以上みてきたように、カマンテロ第2農園の共同農場では、成員間の結束の弱さはもとより、地区事務所、中央事務所との連携において多くの問題を抱えている。こうした状況が生み出された背景として、この農園では、個人耕作が共同耕作に先行したことが重要な意味をもつと思われる。そこで、以下では個人耕作について検討しよう。

4. 個人耕作からみる階層分化

表5は、調査27世帯の保有面積別世帯数を示したものである。同表の各世帯の保有面積は、

表5 保有面積別世帯数(1991年9月)

保有面積 (ha)	世帯数 (戸)
5.00	1
4.00～4.99	0
3.00～3.99	0
2.00～2.99	1
1.00～1.99	7
0.50～0.99	3
0.10～0.49	9
0.01～0.09	0
0.00	6
合 計	27

(注) 27世帯保有面積合計=19.8ha。
1世帯平均保有面積=0.73ha。

研究ノート

表 6 作物生産量別世帯数 (1990年)

生産量 (カバン ¹⁾)	世帯数(戸)		
	粳	トウモロコシ	ピーナッツ
50.0	1	0	0
40.0~49.9	1	0	0
30.0~39.9	0	0	0
20.0~29.9	2	0	0
10.0~19.9	3	1 ²⁾	0
5.0~9.9	2	3 ²⁾	2
1.0~4.9	4	2	1
0.1~0.9	0	0	0
0.0	14	21	24
世帯数合計	27	27	27
生産量合計 (カバン)	220.9	35.3	12.6
1世帯平均 (カバン)	8.18	1.31	0.47

- (注) 1) 1カバン=75ℓ。
 2) 販売収入で回答を得たため、同時期の平均的販売価格に基づいて生産量を推計した各1世帯を含む。

調査時点のものであり、各世帯がすでに共同農場に提供した部分は含まれていない(ただし表4で示した、組合から土地を取り戻した3世帯の場合、取り戻し分を含む)。調査27世帯の保有面積合計は19.8㌥、1世帯当り平均保有面積は0.73㌥であった。各世帯の保有規模をみると、例外的に、2㌥、5㌥を保有する世帯が各1世帯あるものの、ほとんどの世帯が2㌥未満である。とくに集中しているのは、1~1.99㌥と0.1~0.49㌥でそれぞれ7世帯と9世帯、さらに保有面積ゼロが6世帯あった。

これらの個人耕作地では、1990年に、米、トウモロコシ、ピーナッツなどが生産され、91年には、米、トウモロコシ、砂糖キビ、ピーナッツ、サツマイモなどが作付けられた。表6と表7は、1990年の作物生産量と91年の作物作付面積(裏作を含む)別世帯数を掲げたものである。1990年には、調査27世帯のうち13世帯で米が生産され、粳生産量合計は221㌥であった。調査世

表 7 作物作付面積別世帯数 (1991年)

作付面積 ¹⁾ (ha)	世帯数(戸)				
	米	トウモロコシ	ピーナッツ	砂糖キビ	サツマイモ
3.00	1	0	0	0	0
2.00~2.99	0	0	0	0	0
1.00~1.99	4	1	0	1	0
0.50~0.99	5	1	1	2	0
0.10~0.49	4	2	2	1	0
0.01~0.09	0	0	1	0	1
0.00	8	20	20	21	23
小片の土地	3	1	1	0	1
世帯数合計 ²⁾	25	25	25	25	25
作付面積合計 ³⁾ (ha)	11.45	2.60	0.95	2.50	0.10

- (注) 1) 裏作を含む。
 2) 作物別作付面積が不明の2世帯を除く。
 3) 「小片の土地」と回答した世帯を除く。

帯では、世帯員6人の平均的世帯で年間米消費量が約26²⁾(注11)であり、粳の精米比率を6割とすると、27世帯中2世帯だけが米をほぼ自給できるか、もしくは余剰米を確保できる位置にある。この農園のヘクタール当り粳収穫量は20～30³⁾であるから(前述)、平均的世帯では1.5²⁾の米作地を保有していれば、自給米をほぼ確保

できる。表7によると、1991年に米の作付面積1²⁾以上の世帯は5世帯あったが、1～1.99²⁾規模に位置する4世帯の作付面積は各々1～1.1²⁾にとどまっており、同年のヘクタール当り粳収穫量が前年度と大差ない場合、同4世帯では米の自給は難しい。さらに20世帯が分布する1²⁾未満の場合は、消費用の米のほとんどを購入しなければならなくなる。

こうした状況の一方で、注目すべきことは、4世帯が新たに砂糖キビの作付けを始めたことである。砂糖キビの作付けには、米生産より多くの営農資金が必要だが(注12)、ヘクタール当り

表8 肥料(尿素)投入量別世帯数(1991年)

肥料投入量(袋 ¹⁾)	世帯数(戸)
16	1
13	1
10	2
5	1
1～4	6
0.1～0.9	3
0	8 ²⁾
不明	5
世帯数合計	27
肥料投入量合計(袋)	64.8
1世帯平均 ³⁾ (袋)	2.9

- (注) 1) 1袋=50kg。
 2) 有機農法による1世帯を含む。
 3) 「不明」と回答した5世帯を除く。

表9 肥料購入のための資金調達方法* 別世帯数

資金調達方法	世帯数(戸)
水牛の売却	3
水牛の売却と高利貸し	1
高利貸しと共同農場からの借金	1
高利貸し	9
年金	1
バナナの販売	1
なし	4
不明	7
合計	27

- (注) * 資金調達年度は特定されていない。

表10 砂糖キビ作農家4世帯の農業経営関連データ

世帯	保有面積(ha)(1991年)	作付面積(ha)(1991年)		肥料(尿素)投入量(袋 ¹⁾ (1991年)	粳収穫量(カバン ²⁾ (1990年)	肥料購入の資金調達方法 ³⁾
		米	砂糖キビ			
A	1.5	0.7	0.4	13	40	親類が水牛を売却して得た資金を借入
B	5.0	3.0	0.5	10	50	水牛(8000 ²⁾)売却と高利貸し
C	1.2	0.5	0.6	10	10	水牛(9000 ²⁾)売却
D	2.0	1.0	1.0	16	24	水牛(小型, 2800 ²⁾)売却

- (注) 1) 1袋=50kg。
 2) 1カバン=75²⁾。
 3) 資金調達年度は特定されていない。

の収入が大きいため、資金を調達できた世帯では、個人耕作を始めて2年目に砂糖キビ作農業に従事したのであろう。表8は、各世帯の肥料(尿素)投入量を示している。データが得られた22世帯のうち、4世帯で10~16袋の肥料を使用しており、しかも、この4世帯は、いずれも砂糖キビの作付けを行なっている。表9はその資金の調達方法を整理したものである。27世帯中20世帯で回答があり、そのうち4世帯は、世帯自身が所有する水牛を売って資金を得たり、あるいは親類が水牛を売って得た資金を借り入れたものである。興味深いことに、この4世帯は、すべて上記の砂糖キビ作農家である。そこで、表10では、これら4世帯の保有面積、米・砂糖キビ作付面積、肥料(尿素)投入量(以上、1991年)、籾収穫量(90年)、そして肥料購入の資金調達方法を掲げてみた。これら4世帯は、個人耕作において比較的大きな生産規模をもつものであり、今後、同4世帯がどのようなかたちで営農を続けていくのか注目されよう(注13)。

(注1) 以下のカマンテロ第2農園と共同農場の概況については、主として1991年9月4日の調査による。

(注2) 砂糖キビ農園(24区以上、労働者数20人以上)の労働者の法定最低賃金——最低賃金と緊急生活手当(Emergency Cost-of-Living Allowance: ECOLA)の合計額——は、1988年3月から89年7月まで、1日当たり48.5ペであった。永野「砂糖アシエンダと貧困……」263ページ。

(注3) NLPLPが新農地改革に吸収される過程で、PBSPの役割はコミュニティ開発に限定されていった。筆者によるPBSPバコロド事務所でのインタビュー、1991年8月27日。

(注4) LBPバコロド地域事務所では、1988年以来、農地改革対象地域で発足した協同組合に対し生産融資を与えている。筆者によるLBPバコロド地域事務所でのインタビュー、1991年9月10日。

(注5) 筆者の調査時に、NFSWは西ネグロス州で

7カ所の地区事務所を維持していた。

(注6) National Statistical Coordinating Board, *1990 Philippine Statistical Yearbook* (Manila, 1990), Table 5-1.

(注7) 個別調査は、1991年9月6~12日に実施された。調査は、あらかじめ筆者が準備した英文の質問表を使用して、NFSW中央事務所スタッフにヒリガイノン語で質問してもらうという方法をとった。

(注8) これは、1980年代後半以降、地主が放棄した農園などで職を失い、日々の食糧を得ることができなくなった労働者に対して、無償で米などを配付するために、NFSWが設けたプロジェクトである。

(注9) 1991年の収穫では、収穫作業担当者の取り分は5分の1となった。

(注10) 共同農場の砂糖キビは、ハワイアン・フィリピン製糖会社(Hawaiian Philippine Co.)で製糖加工される。共同農場は、製糖された砂糖の65%を、製糖会社は35%をそれぞれの取得分とする。したがって、砂糖キビ1トナリ当りの砂糖生産量を1.4%²(1987/88年全国平均)(1%²=63.25%)とすると、共同農場の砂糖取得分は、ヘクタール当りでは70%²×0.65=45.5%²、作付面積14区²での合計では637%²となる。そこで、砂糖の生産者販売価格を1%²当り550ペ、(1990年後半のおよその価格)として、共同農場の粗収入を算出すると35万350ペとなり、委員長の主張とほぼ一致する。

(注11) 筆者の調査による。調査世帯の家計支出と消費行動については、永野「農地改革下ネグロス島の砂糖キビ作地帯……」71~73ページを参照。

(注12) たとえば、共同農場のヘクタール当り肥料(尿素)投入量は、砂糖キビ作地では5袋、米作地では2袋である。

(注13) これは、ネグロス島の砂糖キビ作地帯における土地保有関係の変化が土地なし農民層の分化をもたらす可能性を示唆する事例であろう。なお、農地改革の対象となった米作地帯の農民層分化については、Yujiro Hayami, Ma. Agnes R. Quisumbing, and Lourdes S. Adriano, *Toward an Alternative Land Reform Paradigm: A Philippine Perspective* (Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1990), pp. 88-105を参照。なお、梅原弘光「フィリピン農村社会変化に関する一考察」(梅原弘光・水野広祐編「東南アジア農村階層の変動」研究双書431 アジア経済研究所 1993年)77~80, 82~84ページをもみよ。

Ⅲ 3つの農園における共同農場の比較考察

前節では、NFSWの共同農場プロジェクトを、シライ市のカマンテロ第2農園を事例として考察した。この結果、同農園では共同農場経営上、さまざまな問題を抱えていることが明らかにされた。ところで、NFSWでは、調査時に17農園で共同農場プロジェクトを実施しており、前節で検討したカマンテロ第2農園はその一例にすぎない。ほかの農園ではどのような共同農場経営が行なわれているのだろうか。本節では、筆者が訪問したほかの2つの農園の概況を述べ、カマンテロ第2農園と合わせて、3農園における共同農場経営の位置づけを行ないたい。

1. サンアントニオ第1農園^(注1)

サンアントニオ第1農園(Hacienda San Antonio I)(図2、農園番号⑥)は、州都バコロド市から44^{km}離れたところに市街地区をもつマナブラ町のトルトーサ(Tortosa)村にある。農園の総面積はおよそ100^{ha}である。この農園に隣接して、サンアントニオ第2農園(Hacienda San Antonio II)があり、その総面積は500^{ha}にも及ぶ。両農園の地主は、バコロド市に住むサンチャゴ・フランコ・ジュニア(Santiago Franco, Jr.)で、かれは、フィリピン国立銀行(PNB)から両農園に対する生産融資を受けていたが、債務返済が滞り、1986年に規模の小さい第1農園を手放した。負債額は110万^{ペソ}であった。

この農園では、1975年から砂糖キビ農園労働者がNFSWに加入し始め、78年には、かれらと地主との間で、団体交渉協約(CBA)が結ばれ

た。労働者頭や見張り番(ronda)もNFSWに加入し、PNBが土地を差押えた頃には、農園に居住する全83世帯(世帯員数およそ500人)がNFSWのメンバーであった。この農園では、PNBが土地を差押える1年まえに、労働者たちが地主から合計4^{ha}の土地を無償で借り受け、「ファーム・ロット計画」を開始し、トウモロコシや米を生産した。

1986年にこの農園の土地がPNBに差押えられると、労働者たちは会議を開き、その後の対応策を検討した。その結果、53世帯が共同農場への参加を決定し、残りの30世帯は個人耕作に従事する意思を示した。このため、NFSW加入83世帯は、共同農場派と個人耕作派に分裂した。農園の土地は、中央の広場を境として、北側が共同農場派、南側が個人耕作派の保有部分とされた。さらに、各派ごとにくじ引きが実施され、1世帯1^{ha}ずつの農地を保有することになった。すなわち、個人耕作派30世帯が合計30^{ha}、共同農場派53世帯は合計53^{ha}の農地を保有した。しかし、ここで、考慮すべきもうひとつの事情があった。それは、共同農場派53世帯のなかに、すでに1970年代にマルコス政権の農地改革によって、米作地(水稲)を1^{ha}ずつ分配された11世帯が含まれていたことである(この11^{ha}は、農園のあちこちに分散していて、北側に集中していたわけではない)。このため、この11世帯を除く42世帯がくじ引きで各1^{ha}の保有地を確保したのである。

翌1987年になると、「生産的生活のためのネグロス土地計画」(NLPLP)(第1節参照)のもとで、NFSWはこの農園の地域実行組織(LIS)としてPNBと交渉した。PNBはこの農園の測量を実施し、受益者を米作11世帯を含む83世

帯とし、1世帯当りの保有面積を1.21^㉔と確定した。これに合意した受益者83世帯は、合同でPNBと25年の借地＝購入契約を結んだ。地価は地主の対PNB負債額に基づいて、ヘクタール当り1万1000^㉕と査定され^(注2)、各世帯の保有地は、上記のくじ引きによる土地分配を参考にしながら、再確定された。さらに、各世帯の家屋はその保有地内に移動するよう指導され、それぞれの世帯は、農園内に分散して居住することになった^(注3)。かくして、この農園では、共同農場派と個人耕作派に分裂したものの、NFSWはここを共同農場プロジェクトのモデル農場とすべく、共同農場経営を実践していったのである。

この農園で共同農場が発足するにあたり、委員長、副委員長を含む役員13人が選出された。役員会は月2回開催され、そこで決定された方針が総会をへて共同農場の各成員の承認を得るという手続がとられた。共同農場発足当初、NFSWバコロド中央事務所が創業資金を提供し、組合はトラクターや水牛、犁などを購入したほか、肥料や種籾を手に入れた。農地では、主として、砂糖キビや米などが栽培され、砂糖キビは近隣のビクトリアス製糖会社 (Victorias Milling Co., Inc.) へ運搬され、そこで加工された^(注4)。さらに、この成員1世帯に対し1日当り42^㉖の生活費が支給され、成員は1週6日、農作業に従事した。この結果、1987年に共同農場は4万2000^㉗の純益を上げ、これを教育資金として、3人を大学に送り、35人を高校で学ばせることができた。

しかし、1988年末になると、財政管理上の欠陥により、共同農場は、それまで1年半続けてきた生活費の支給を維持することができなくな

った。このため、共同農場は制度を改め、砂糖キビの製糖工場での加工や米などの売却から得た粗収入のうち、50^㉘を共同農場の供託金として保管し諸経費などの支払いに充て、残りの50^㉘を成員間で分配するという方式が採用された。この過程で、生活費支給の打切りに不満をもった世帯は、共同農場をつぎつぎに脱退していった。さらに1989年になると、共同農場直営の売店が破産して閉鎖されるなど、財政問題が深刻化したうえ、この年の11月には、共同農場の会計帳簿が政府軍によって廃棄されるなどの被害を受けた。こうして、大きな期待をもって進められてきた共同農場経営は、ひとつの岐路に立たされたのである。

共同農場経営の低迷を裏づけるように、筆者がこの農園を訪れた1991年9月までに、その成員は32世帯(世帯員数約180人)に減少し、共同農場の保有地は合計33^㉙となっていた。調査時点で、共同農場はトラクター1台を所有し、水牛12頭、豚4頭を飼育している。共同耕作地では、米6^㉚、砂糖キビ23^㉛、薬草0.5^㉜が作付けられ、一部の丘陵地ではバナナが栽培されている。ヘクタール当り収量は、米が陸稲の場合20～25^㉝、水稻の場合40～80^㉞(平均50^㉟)であり、砂糖キビは最高でも55^㊱である^(注5)。水の便や土地の肥沃さに比較的恵まれているにもかかわらず、収量はいずれも全国平均を下回っており、農業技術の改善が必要である。しかし、それにもまして、この共同農場で急務とされているのは、成員間の信頼関係の確立であろう。1991年に入ってから組織再編成の動きが始まったものの、同年7月には委員長が病死するなど問題山積の状態で、共同農場経営の好転は容易ではない^(注6)。

2. マンダヤオ第4農園^(注7)

マンダヤオ第4農園 (Hacienda Mandayao 4) (図2, 農園番号⑰) は, ラ・カステリャーナ町カマンダグ (Camandag) 村に位置する。ラ・カステリャーナ町の市街地区は, 州都バコロドから67km離れ, しかも, 島の内奥にある。カマンダグ村はこの市街地区からさらに東の山奥へ7kmほど入ったところにあり, 道が悪いために農園までチャーターしたジープで直接たどりつくことはできない。バコロドからジープで2時間余, そこから20~30分ほどやや高低のある野道を歩くと, マンダヤオ第4農園が視界に入ってくる。隣接する小川から水が引かれ, 灌漑設備が比較的良好で整った棚田があり, みずみずしい田園風景の広がる地域である。

この農園は総面積38ha余で, 36世帯が居住している。36世帯のうち33世帯が共同農場の成員である。ここでは, 共同農場と個人耕作地が併存している。共同農場成員の耕地は, 共同耕作地7.61ha, 個人耕作地16.35ha, 合計23.96haから成り, この他に宅地がある。さらに非成員3世帯が合計4haの保有地をもつ。

この農園の居住世帯の NFSW 加入や共同農場発足の経緯は, すでに述べた2つの農園の場合と若干異なる。この農園の所有者は, ラ・カステリャーナ町の市街地区に住むフランシスコ・F・インファンテ (Francisco F. Infante) である。しかし, かれは, 1983年にこの農園を放棄して以来, 一度も姿を現わしていない。かれがこの農園を放棄した理由のひとつには, 砂糖キビ農園労働者たちの執拗な待遇改善要求があった。この農園に居住していた労働者たちは, どの労働組合にも属さないまま, 最低賃金の支払いや米の配給, さらにには社会保険機構 (Social

Security System: SSS) 加入の要求を掲げて, インファンテ家の門前に26回も押しかけたという。その頃, インファンテ家では, この農園を賃貸することを計画していたが, このような労働者たちの動きがあつては, 農園の借り手を見つけることは難しい。かといって, 砂糖価格の暴落が始まった時期でもあり, インファンテ家としては, 労働者の要求を飲むわけにもいかず, そのまま農園を放棄したのであろう。

労働者たちは, 地主の家に押しかける戦術を繰り返す一方で, 農園の遊休地を利用して, 米の共同作付けを始めた。この頃から労働者たちの間の結束が強まり, およそ30世帯が2つのグループに分かれ, 一方は, 地主の家に行き要求を行ない, 他方は, 農園で米作農業に従事した。こうして労働者たちの間でしだいに, 相互扶助と自助努力を原理とする地域互助組織 (コミュニティ)^(注8) が形成されていった。農作業には, パヤニハン (bayanihan) 制——フィリピンでかつて広くみられた慣行的共同作業——が導入され, 共同耕作面積が徐々に拡大された。とはいえ, 地主が農園を放棄した直後の1983~84年には, 労働者たちは深刻な資金難や米不足のため困窮に陥った。この時, かれらは友人から種籾を分けてもらったり, ほかの砂糖キビ農園に働きに出たりした。そして収入をお互いに分け合い, なんとか飢えをしのぐ生活を続けたという。

1986年になると, 労働者たちは会議での話し合いの結果, 自分たちの利益を守り, 援助してくれる組織は, NFSW だけだと判断した。そこでかれらのうちのひとりが NFSW ラ・カルロータ地区事務所に赴き, 加入の意思を表明した。NFSW は, かれらの組織の性格を調査したのち, このグループに対し資金援助をするこ

とを決定した。こうして、かれらは NFSW のメンバーとなり、その指導のもとで共同農場を結成することになった。以後、この農園では、だれかがとりわけ強いリーダーシップを発揮することなく、共同農場が運営され、委員長・副委員長などの役員は、ほぼ成員の間の持ち回りで選ばれてきた。

調査時現在、共同農場は、水牛4頭、犁(耕起用)2組、まぐわ(整地用)2組などの農具のほか、中古の脱穀機^(注9)を備えている。さらに、各世帯には別途個人用に、それぞれ2頭の水牛がいる。前述のように、この共同農場では、現在、7.61^{ヘクタール}の共同耕作地があるが、これは、地主のインファンテ家がまだ農園を放棄していなかった時に、かれと交渉してその使用権を得たものである。個人耕作地は、共同農場の会議での決定にしたがって、各世帯がほぼ一様に0.5^{ヘクタール}ずつ保有し、成員間の経済的平等が維持されている。このように、この農園で、共同耕作のみならず、個人耕作が行なわれるようになったのは、共同耕作と個人耕作の双方に従事すれば、どちらか一方が失敗しても、そのリスクを軽減できるとの判断が、かれらの間で下されたためである。なお、この農園では、共同耕作地・個人耕作地ともに灌漑設備があり、年2回、米が収穫される。ヘクタール当り収量は、雨期作が75^{ダース}、乾期作が37^{ダース}で、乾期には依然として、水不足が問題となる。また、各世帯が個人耕作を行なうに際し、1983年頃からすでにアリリ(alili)と呼ばれる高利貸しに依存する世帯が出てきたが、現在でもこれは未解決の問題であるという^(注10)。

なお、この農園では最近、農地改革との関連で新たな展開があった。1991年6月3日付けて、

ラ・カステリャーナ町農地改革事務所から証書が発行され、この農園では、非成員3世帯をも含む36世帯が、受益者となることが認められたからである。土地所有者は、インファンテ家が経営するフィソン・ファームス社(Phison Farms, Inc.)であり、農地改革省はこの農園の土地を同社の「自発的売却申請」(Voluntary Offer to Sell: VOS)^(注11)の対象にすることを決定したのである。共同農場の成員たちは、この農園がなぜVOSの対象になるのか、はっきり事情を把握していない。筆者が得た回答は、「この農園が政府系金融機関の差押え地と認定されなかったため」、というものであった。

この農園は、すでに1983年に放棄されていたにもかかわらず、86年に州政府によって着手されたNLPLPの対象には含まれていないことからみると、政府系金融機関による差押えが行なわれぬまま、放置されてきた可能性が高い。VOSの場合、地主が市場価格に基づく地価の設定をフィリピン土地銀行(LBP)に要求することが多く、地価が高く設定された時、年賦償還をめぐって共同農場成員たちが困難な問題に直面することもある。だが、かれらは、農地改革省からようやく受益者認定証書を手にしたことを喜び、この農園で協同組合を結成し、それを「マンダヤオ農民協同組合」(Mandayao Farmers Cooperative)と命名する計画があると語ってくれた。

3. 3 農園における共同農場の位置づけ

以上、第II、III節にわたり、NFSW系の3つの共同農場の事例を現地での調査や見聞をもとに紹介してきた。この結果、3つの共同農場は、NFSWや個人耕作との関係はもとより、その発足の経緯にいたるまで、それぞれに特徴をも

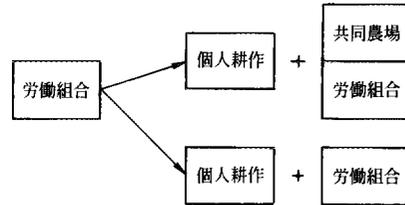
っていることが明らかになった。とくに第I節で示した、NFSWの共同農場の4つのタイプ分類との関連でみると、カマンテロ第2農園はタイプ(C)で、農園に共同農場の成員と非成員とがいて、成員は共同耕作と個人耕作の双方に従事し、非成員は個人耕作のみを行なうケース、サンアントニオ第1農園はタイプ(D)で、農園に共同農場の成員と非成員とがいて、成員は共同耕作だけに参加し、非成員は個人耕作だけを行なうケース、そしてマンダヤオ第4農園はタイプ(B)で、農園に居住する世帯のほとんどが共同農場の成員で、かれらは共同耕作に参加する一方、個人耕作にも従事するケースである。本項では、これら3つのタイプに分類されたNFSWの共同農場のあり方を、労働組合、個人耕作、そしてマンダヤオ第4農園で形成された地域互助組織との関連で整理したい。

図3は、3農園における、労働組合、共同農場、個人耕作、そして地域互助組織の関係を、これまでの議論をもとに図式化したものである。最後に考察したマンダヤオ第4農園からみると、同農園では、労働者たちの地主に対する闘いや共同耕作の営みをとおして、労働者間で相互扶助の意識が高まり、地域互助組織が形成された。そして、かれらは、労働組合に団体加入し、共同農場を発展させる一方、個人耕作にも従事したが、各世帯の個人耕作規模は同一であり、組合員間の経済的平等が維持されるようになった。

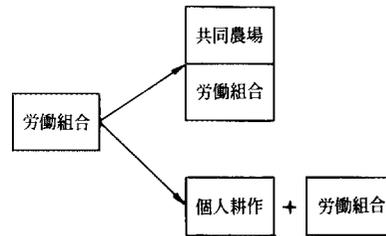
これに対し、第2番目に検討した、サンアントニオ第1農園の場合は、労働者間の強い結束のもとで労働組合が形成され発展したが、農園が差押えられたのち、労働組合のメンバーが共同農場派と個人耕作派に二分されてしまった。

図3 3農園における労働組合・共同農場・個人耕作・地域互助組織の関係

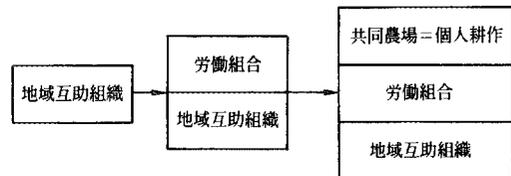
(1) カマンテロ第2農園



(2) サンアントニオ第1農園



(3) マンダヤオ第4農園



(出所) 筆者作成。

(注) 矢印は変遷を示す。

しかし、サンアントニオ第1農園の共同農場は、第II節で扱ったカマンテロ第2農園のそれより、より強固な組織的基盤をもっていた。カマンテロ第2農園の場合、サンアントニオ第1農園と比べて、労働組合の組織率が低く、地主ともCBAを結ぶにいたらなかった。そして、労働組合の指導者が強いリーダーシップを発揮する機会もないまま、共同農場が結成され、労働組合メンバーは、共同農場の成員と非成員に分かれた。さらに、カマンテロ第2農園では、サ

ンアントニオ第1農園とは異なり、共同農場の成員が個人耕作にも従事した。成員が個人耕作に従事する形態は、マンガヤオ第4農園でもみられたが、カマンテロ第2農園の場合は、個人耕作地が共同耕作地とはまったく別個に存在したため、各世帯の経営規模には大きなばらつきが生じた。ここでは、個人耕作が共同耕作に先行し、それに優越するかたちで位置していたのである。共同農場プロジェクトは、発足直後から決して順調とはいえず、1991年には共同農場への土地提供をめぐる多くの世帯が不満をもつようになった。

筆者は、NFSWの共同農場のもうひとつのタイプである、タイプ(A)、すなわち、ほとんどの農地が共同農場の耕作地とされているケースについての調査を行なうことはできなかった。注(1)の(A)~(D)の4つのタイプのなかで、いずれがNFSWの共同農場のあり方として最も優れているのかを、ここで断定することはできない。また、たとえ同一タイプの共同農場であっても、さまざまな要因が働いて、まったく同じように機能するとは限らない。だが、本稿で考察した限り、NFSWの共同農場として成功しているのは、タイプ(B)のマンガヤオ第4農園であった。とすれば、NFSW系共同農場存立の基本的条件は、それを担う農園労働者が相互扶助と自助努力を原理とする地域互助組織を形成することができるか否かにあるように思われてならない。

(注1) 以下の記述は、筆者による同農園でのインタビュー、1991年9月5日に基づく。

(注2) 政府系金融機関の差押え地の場合、ヘクタール当りの地価は、地主の金融機関に対する累積債務額をその土地所有面積で割って算出する方法がとられる。共

同農場では、ヘクタール当り1万1000ペソの地価を5000ペソに下げよう、調査時点ではLBPと交渉中であった。

(注3) なお、1989年に農地改革省が再測量をし、その結果、すでに米作地を獲得した11世帯を除く72世帯に、89%が分配されることになったという。

(注4) 共同農場と製糖会社の砂糖分配率は、前者が65%、後者が35%である。

(注5) 共同農場副委員長によると、ヘクタール当りの粗収入は、砂糖キビ作地ではおよそ3万ペソ、米作地では5000ペソである。

(注6) 現地からの伝聞によると、共同農場派世帯はその後も減少を続け、1992年4月頃までにその数は18世帯だけとなった。しかし、その一方で、農地改革省は、1993年2月6日にサンアントニオ第1農園の72世帯それぞれに対し、1,21%の土地の土地所有裁定証書(CLOA)を手渡すにいたり、ようやく同農園における政府の農地改革事業に一定の進捗がみられた。CLOA取得後、同農園で共同農場経営にどのような変化が現われるのか注目されよう。

(注7) 以下の記述は、筆者による同農園でのインタビュー、1991年9月13日に基づく。

(注8) 「地域互助組織」の概念は、ミララオ報告における「地域互助コミュニティ組織」(local mutual-aid community association)の援用である。ミララオのいう、「地域互助コミュニティ組織」とは、従来のアシエンダ制度のヒエラルキーにまわりついた地主=労働者間のパトロン=クライアント関係の軛をぬぐい去り、労働者たちみずからが自立的な生活基盤を確立するための「共同体」である。Miralao ed., "From Sugarworkers to Landholders . . .," p. 256. こうした「共同体」の創造は、いわゆる「内発的発展」の模索とも重なり合うことになろう。鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』東京大学出版会 1989年。

(注9) この中古の脱穀機は日本の民間ボランティア団体が寄付したものである。

(注10) なお、この共同農場では、放棄された隣接農園の一部で自主耕作を始めている。西ネグロス州では、1980年代半ば以降、砂糖キビ農園労働者であった人々が職を失ったのち、政府や地主の許可なく土地を耕作するケースが多発している。

(注11) 「自発的売却申請」(VOS)とは、1988年新農地改革法で定められた規定で、地主が自発的に農地改革省に農地の売却を申請するものである。

結 び

-----今後の課題-----

本稿は、1991年8～9月の現地調査に基づき、西ネグロス州の砂糖キビ農園における NFSW の共同農場の実態に接近する試みであった。主たる考察の対象は、シライ市のカマンテロ第2農園であったが、同農園における共同農場経営の問題点をほかの事例との比較で明らかにするため、同じ NFSW 系のサンアントニオ第1農園とマンガヤオ第4農園についても概観し、各農園の労働組合、共同農場、個人耕作、そして地域互助組織の4者の関係がモデル化され、それぞれの農園における共同農場の位置づけが行なわれた。

ところで、西ネグロス州の砂糖キビ作地帯では、本稿で扱った労働者主導型の共同農場以外にも、さまざまなかたちで労働者たちが共同で農場を経営するケースがある。1988年以来、フィリピン土地銀行(LBP)では、農地改革の対象となった地域で農民・農園労働者たちが協同組合を発足した場合、協同組合を単位として生産融資を与えてきた。LBP がこのような融資政策を打ち出した理由としては、マルコス政権の農地改革のもとで、LBP は米作農民に対し生産融資を行なったが、多くの場合、返済が著しく遅滞したことが挙げられる。この経験から、LBP は、今回の農地改革のもとでは、農民・農園労働者個人に対する融資はせず、かれらが協同組合を結成した場合に、その組合に対して融資するという方針を立てたのである。農民たちが協同組合を結成するにあたっては、その地

域の NGO が支援をするという体制をとっている。こうして1991年8月現在、LBP バコロド地域事務所では、協同組合94カ所に対し総額8700万ペソの生産融資を行ない、翌92年になると、融資対象協同組合数は8月までに130に増加し、その額は8900万ペソとなった(注1)。

西ネグロス州の砂糖キビ作地帯では、LBP から生産融資を受けている協同組合はどのように運営されているのだろうか。ちなみに、本稿の冒頭で紹介したミララオ報告は、1980年代後半の地主主導型の土地移転の場合、地主＝労働者関係を軸とする農園内ヒエラルキーに大きな変化はないとして、地主主導型の土地移転に対し否定的な見解を表明している。だが、農園労働者主導型の土地移転に、成功する場合と失敗する場合とがあるように、地主主導型の土地移転にもうまくいく場合とそうでない場合とがあるのではなかろうか。そうだとすると、地主主導型の土地移転の成功と失敗の分水嶺は、いったいどこにあるのだろうか。地主主導型の土地移転によって、農園労働者の自立を達成する道を切り開くことはできないのだろうか。筆者は、今後、これらの課題に答えるべく、地主主導型の土地移転のケースとして、LBP の融資を受けて経営される協同組合の実態に接近したいと考えている。

(注1) 筆者による LBP バコロド地域事務所でのインタビュー、1991年9月10日、1992年9月2日。バコロド地域事務所は西ネグロス州中央部の15市・町を管轄している。同地域事務所のほか、西ネグロス州には、北部を管轄するカディス地域事務所と南部を管轄するカパンカラン地域事務所がある。

(神奈川大学外国語学部助教授)